

平成 27 年 5 月 11 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 27 年 5 月 11 日（月）開会：午後 2 時 00 分 閉会：午後 5 時 34 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）
委員 大石伸雄（政新会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
八木米太郎（蒼士会）
山田ますと（公明党議員団）
他に、地方自治法の規定に基づき、岩下彰議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

よつや 薫

6 一般傍聴者

1 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 戎野良雄
次 長 北林哲二
庶務課長 原田順子
議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）施行規程等の整理について

西宮市議会基本条例施行規程及び西宮市議会委員会傍聴規程について協議しました。

西宮市議会基本条例施行規程（以下「施行規程」という。）について、本委員会及び議会運営委員会で、既に原案が確認されておりますが、その後、本委員会で反問権及び反論権が定義されたことに伴い、その内容を反映させる必要があるため、条文の修正案について事務局から説明がありました。

また、西宮市議会委員会傍聴規程（以下「委員会傍聴規程」という。）についても、西宮市議会基本条例が制定され、本会議及び委員会の議論は全て公開する旨が定められたことに伴い、委員会傍聴の許可制を見直す必要があるため、事務局から改正

案の説明がありました。

協議の結果、施行規程案及び委員会傍聴規程の改正案について、全ての会派が了とされたため、議会運営委員会に報告することとなりました。

(2) 事務局員の視察随行について

事務局員の視察随行について、過去3年間、事務局の随行を伴わずに実施した管外視察について検証し、今後どのようにすべきかについて、各派の意見を聴取しました。

各派の意見としては、総じて事務局員の随行を今一度検討しても良いとの意見であり、事務局からも視察に随行する理由・目的として、常任委員会運営ガイドライン案（協議事項5を参照）に、次のことを記載する旨の説明がありました。

- ・事務局職員（担当書記）が施策研究テーマや所管事務に関連する施策を視察することにより、委員会運営面で正副委員長をよりの確に補佐することが可能になる。
- ・事務局職員（担当書記）が他の市議会を視察することにより、議会運営その他議会事務に関する資質と能力を向上させるとともに、他市からの視察受入のノウハウも学ぶことができる。
- ・スケジュールや旅費の一定管理、集合場所の確認など、正副委員長の事務負担を一部軽減し、正副委員長を補佐することが可能になる。

職員随行の理由・目的については、事務局が各委員から意見のあった部分を再度整理してガイドラインに反映させることとし、視察随行の取り扱いを見直すかどうかについては、次の委員会（5月29日）で最終的な確認を行うこととなりました。

(3) 一般質問制限時間の見直しについて

一般質問及び代表質問の制限時間について、検討事項（①議員一人当たりの時間に会派の人数を乗じた時間を会派の持ち時間としてはどうか、②代表質問の加算分についても人数による差異をつけるべきかどうか）について、各派の意見を聴取しました。

各派の意見としては、一般質問については、賛成意見、従来どおりで良いとする意見、時間をかけて議論すべきとする意見に別れ、代表質問については、概ね従来どおりとする意見が多数を占めました。

次の委員会で、引き続き協議することとなりました。

(4) 議会報告会について

議会報告会について、本市における取り扱いを検討するにあたり、まずはそのモデル作りとして、検討事項（開催単位、内容の筋立て、進行役、広聴、参加者の動員、総合的広報力の強化、名称、その他意見）に対する各派の意見を再確認しました。

次の委員会で、実施に向けた検討を進めていくかどうかについて、本委員会としての最終判断を行うこととし、そのための検討資料（各派の意見を基に作成したイメージ）を委員長が作成し、各委員はその資料をもとに各派の最終的な見解（やるべきか、やらないべきか）を用意することとなりました。

次の委員会で、引き続き協議することとなりました。

(5) 常任委員会運営ガイドラインについて

常任委員会運営ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）について協議しました。

本ガイドラインは、正副委員長が委員会の運営の際に活用できる資料として、これまで本委員会で協議し、積み重ねてきた常任委員会活性化の取り組みや正副委員長の職務等を体系化したもので、正副委員長の説明会などでも活用するために作成するものです。

まず、これまでの協議を踏まえて事務局が取りまとめたガイドライン（案）について事務局から説明があり、その後、委員長からも追加・修正を行うべき点について説明され、それらを踏まえてガイドラインに対する各派の意見を聴取しました。

委員長は、次の委員会までにガイドライン（案）に改良を加えたものを作成・配布し、各委員は更に追加・修正が必要な項目があれば、各派の意見を用意することとなりました。

次の委員会で、引き続き協議することとなりました。

(6) その他

① 会期中の5常任委員会の開催方法について

次任期から5常任委員会となることに伴い、5つの委員会を4部屋の委員会室で開催することになるため、その開催方法の運用を検討している旨、事務局から説明がありました。

② 常任委員会増設時に改善する事項について

常任委員会増設時に改善する事項として、本委員会で合意された内容について、正式に議会運営委員会に報告を行う旨、事務局から説明がありました。

③ インターネット中継について

本年9月定例会から実施を予定しているインターネット中継に合わせて、（仮設）対面式質問席に固定式マイク（各議席に設置と同じもの）を設置することを検討していること、また、中継画像を映す50インチ前後のモニターを2階の受付ロビーと談話室に設置することを検討している旨、事務局から説明がありました。

以 上